

# 株式取扱規程

株式会社トライステージ

## 第1章 総則

### 第1条(目的)

この規程は、会社の株式および新株予約権に関する取扱いについて定める。

2. 会社の株式および新株予約権に関する取扱いならびに手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、定款第12条の規定に基づき、この規程の定めるところによるほか、振替機関である株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)ならびに口座管理機関である証券会社および信託銀行等(以下「証券会社等」という。)の定めるところによる。
3. 会社および会社が指定した信託銀行との間で締結した契約に基づき開設された特別口座の取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等は、この規程の定めるところによるほか、当該信託銀行の定めるところによる。

### 第2条(株主名簿管理人)

会社の株主名簿管理人および同事務取扱場所は、次のとおりとする。

#### 1 株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社

#### 2 同事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

## 第2章 株主確認

### 第3条(株主確認)

株主がこの規程による請求または届出その他株主権行使(以下「請求等」という。)をする場合は、当該請求等を本人が行ったことを証するもの(以下「証明資料等」という。)を添付し、または提供するものとする。ただし会社において本人からの請求であることが確認できる場合はこの限りでない。

2. 会社に対する株主からの請求等が、証券会社および機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。
3. 代理人により請求等をする場合は、第2項の手續きのほか、株主が署名または記名押印した委任状を添付するものとする。
4. 代理人についても第1項および第2項を適用するものとする。

### 第3章 株主名簿への記載または記録等

#### 第4条(株主名簿への記載または記録)

会社は、機構より受領する総株主通知に基づき株主名簿への記載または記録を行う。

2. 会社は、株主名簿に記載または記録される者(以下「株主等」という。)の住所の変更の通知その他株主名簿記載事項の変更に関する通知を受領した場合には、当該通知に基づき株主名簿への記載または記録を変更する。
3. 前2項のほか、新株の発行その他法令に定める場合は、株主名簿への記載または記録を行う。

#### 第5条(株主名簿に使用する文字等)

会社の株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記載または記録するものとする。

#### 第6条(新株予約権原簿への記載または記録)

新株予約権原簿への記載または記録、新株予約権に係る質権の登録、移転または抹消、信託財産の表示または抹消の請求は、株主名簿管理人に対して行うものとする。

2. 前項に定めるほか、新株予約権の取扱いについては別途定めることができる。

### 第4章 諸届

#### 第7条(株主等の住所および氏名または名称の届出)

株主等は、住所および氏名または名称を会社に届け出なければならない。

2. 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

#### 第8条(外国居住株主等の届出)

外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するか、または通知を受ける場所を定めて、その住所および氏名または名称を届け出なければならない。

2. 常任代理人は、第7条第1項の株主等に含まれるものとする。
3. 第1項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

#### 第9条(法人の代表者)

株主等が法人であるときは、その代表者1名の役職名および氏名を届け出なければならない。

2. 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

#### 第10条(共有株式の代表者)

株式を共有する株主は、その代表者1名を定めてその住所および氏名または名称を届け出なければならない。

2. 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

#### 第11条(法定代理人)

親権者または後見人等の法定代理人があるときは、法定代理人の住所および氏名または名称を届け出なければならない。

2. 前項の届出、変更または解除は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

#### 第12条(その他の届出)

第7条から第11条までに規定する届出のほか、会社に届出をする場合には、会社が特段の方法を指定しない限り、証券会社等および機構、もしくは証券会社等を経由して届け出るものとする。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

2. 証券会社等で受理または取り次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に対して届け出るものとする。

#### 第13条(新株予約権者の届出事項等)

会社の新株予約権原簿に記載または記録される者の届出事項およびその届出方法については第7条から第12条までの規定を準用する。ただし、第6条第2項による別途の定めがない限り、届出先は株主名簿管理人とする。

### 第5章 単元未満株式の買取り

#### 第14条(買取請求の方法)

単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を経由して行うものとする。

#### 第15条(買取価格の決定)

単元未満株式の買取単価は、前条の請求が、第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引が成立しなかったときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2. 前項による買取単価に、買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

#### 第16条(買取代金の支払い)

会社は、買取価格の決定日の翌日から起算して4営業日目に、買取代金を買取請求者に支払う。

2. 前項の場合、買取価格が剰余金の配当、株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに支払う。

#### 第17条(買取株式の移転)

買取請求を受けた単元未満株式は、前条の規定による買取代金の支払い手続を完了した日に会社の口座に振り替えられるものとする。

### 第6章 少数株主権等の行使方法

#### 第18条(少数株主権等の行使方法)

社債、株主等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第147条第4項に定める少数株主権等を会社に対して直接行使するときは、記名押印した書面により、証券会社等が交付した個別株主通知(振替法第154条第3項に定める通知をいう。)に係る受付票を添付して行うものとする。ただし、外国人は署名をもって記名押印に代えることができる。

2. 前項の少数株主権等の行使については、第3条第1項および第3項を適用するものとする。

## 第7章 手数料

### 第19条(手数料)

会社の株式の取扱いに関する手数料は、無料とする。

- 株主等が証券会社等または機構に対して支払う手数料は、株主側の負担とする。

## 第8章 規程の改廃

### 第20条(改廃)

この規程の改廃は、総務部門長が起案し、取締役会の決議による。

## 付則

### 第1条(施行期日)

この規程は、平成19年5月10日より施行する。

平成19年8月1日より改訂実施する。

平成20年2月15日より改訂実施する。

平成20年5月26日より改訂実施する。

会社の株式が東京証券取引所に上場された日より改訂実施する。

平成21年1月5日より改訂実施する。

平成25年5月13日より改訂実施する。

平成27年4月21日より改訂実施する。

平成27年10月30日より改訂実施する。

### 第2条(定款変更に伴う第1条数の変更)

株主総会決議に基づき、会社の定款第12条(株式取扱規則)の条数が変更されたときは、第1条に定める「定款第12条」は変更後の条数を定めたものとみなす。